

ご存じですか 地域包括支援センター



市ホームページ
QRコード

地域包括支援センターは高齢者に関する総合相談窓口で、市内に4か所設置しています。保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の専門職が配置され、健康保持や生活の安定のための支援を行います。

電話・来所のほか状況に応じて訪問して話を伺うことも可能です。

高齢者自身やご家族からはもちろん、お近くに気になる方がいらっしゃいましたら、無料ですので、お気軽にご相談ください。

時月曜～土曜日の午前9時～午後5時30分（年末年始・祝日を除く）

問各地域包括支援センター、介護福祉課包括支援係（☎042-387-9845）

名称	担当地域	電話番号
小金井きた地域包括支援センター	梶野町、関野町、緑町、本町2・3丁目、桜町1・3丁目	☎042-388-2440
小金井みなみ地域包括支援センター	前原町、本町6丁目、貫井南町	☎042-388-8400
小金井ひがし地域包括支援センター	東町、中町、本町1丁目	☎042-386-6514
小金井にし地域包括支援センター	本町4・5丁目、桜町2丁目、貫井北町	☎042-386-7373

移動支援事業の 利用対象が拡大

社会生活上必要な外出、余暇活動または社会参加を目的に、障がいのある方等の外出支援をしています。

視覚障がいの方、知的障がいの方および精神障がいの方を対象としていましたが、次の方が対象に追加されました。

▽身体障害者手帳の交付を受けた方で、肢体不自由のうち、下肢1級・2級、体幹1級・2級または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能に限る）1級・2級の方

他対象・申請方法等詳細についてはお問い合わせください
問自立生活支援課相談支援係（☎042-387-9841）

各種手当の支給

- ①心身障害者福祉手当
8月期分は4～7月分
- ②特別障害者手当等

現況届の提出 を忘れずに

下表の手当や助成を受けていて、更新手続き（現況届）が必要な方に、届け出の用紙を郵送します。必要事項を記入のうえ、それぞれの期限までに提出してください。

この届け出をしないと、8月（制度によっては10月または11月）以降、手当や助成が受けられなかったり、

手当・助成制度名	問合先
① 児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、※乳幼児医療費助成、※義務教育就学児医療費助成	子育て支援課 手当助成係 (☎042-387-9839)
② 特別児童扶養手当、特別障害者手当等、重度心身障害者手当	自立生活支援課 障害福祉係 (☎042-387-9842)

①の※は、更新手続きに必要な情報（課税情報等）が確認できる場合、現況届を省略

来年分の医療証の交付がされないなどのおそれがありますのでご注意ください。

8月期分は5～7月分 ——共通—— 振込日8月7日（金）

振込日以降、通帳でお確かめください。金融機関によっては2・3日遅れる場合があります。

次のような場合には、ご連絡ください。▽振込日以降、7日を過ぎても振り込まれない場合▽氏名、住所、口座を変更した場合▽施設に入所した場合▽障がいの程度が変わった場合（①）▽病院等に3か月を超えて入院している場合（②）
問自立生活支援課障害福祉係（☎042-387-9842）

認知症カフェめぐり 家族介護相談会

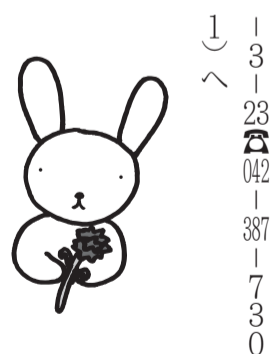
時8月20日（木）午前10時～午後2時 所公民館貫井北分館
内認知症や家族介護に関する相談定4組（申込順）
申8月3日から、電話または公民館貫井北分館窓口（☎042-385-13401）へ

子ども子育て 子ども体験講座

予防接種等保健衛生事業は健康ガイドへ

バルーンアートを作ろう

時8月29日（土）午前10時～正午 所公民館緑分館講波多野典子さん（バルーンアートデコレーター）
対市内在住・在学の小学生（小学校2年生以下は保護者同伴）定20人（多数抽選）
¥500円 申8月7日（必着）
までに、往復はがき（1組1通）に住所・氏名（ふりがな）・年齢・電話番号を明記し、公民館緑分館「バルーンアートを作ろう係」（〒184-0003 緑町3



ファミリー・サポート・センター会員説明会

登録を希望する方のため、会則、援助活動までの流れ、仕組みを説明します。
時8月24日（月）午前10時～11時30分 所保健センター対▽依頼会員 市内在住で、原則生後57日～小学生の子どもと同居している保護者の方▽協力会員 援助活動に

登録を希望する方のため、会則、援助活動までの流れ、仕組みを説明します。
時8月24日（月）午前10時～11時30分 所保健センター対▽依頼会員 市内在住で、原則生後57日～小学生の子どもと同居している保護者の方▽協力会員 援助活動に



関心のある20歳以上の方（協力会員講習会への参加が必要です）
申8月11日から、電話でファミリー・サポート・センター（☎042-320-1701）
日曜・祝日を除く午前9時～午後5時）へ

子どもの笑顔をみながら守る
虐待かな？と思ったら
（通告・相談）

・連絡は匿名で行うことも可能です
・連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます
▽子ども家庭支援センター（相談窓口）
☎042-321-3146 月曜～土曜 午前9時～午後5時
▽児童相談所虐待対応ダイヤル（緊急時）
☎189

※お近くの児童相談所につながります
※189がつながらない場合は、☎0570-0641000へ

義務教育就学児医療費 助成制度申請の受け付け

市内在住で、医療保険に加入しており、他の公的医療保障を受けていない小学校4年生～中学生までの児童の保護者の方で、令和元年中の所得が所得制限内になった方は、申請により10月1日から義務教育就学児医療費助成を受給することができます。

令和2年9月30日まで有効期間のある義務教育就学児医療費助成制度の医療証をお持ちの方は、改めて申請する必要はありません。

- 所得制限 右表のとおり
- 申請書配布場所 子育て支援課（市役所第二庁舎3階）、市ホームページ

■必要書類▷①医療証交付申請書▷児童の健康保険証の写し
他申請書には必ず押印してください
申8月1日～9月4日（消印有効）に、郵送で必要書類を子育て支援課手当助成係（〒184-8504 住所不要 ☎042-387-9839）へ

扶養親族の人数	所得制限限度額
0人	630万円
1人	668万円
2人	706万円
3人	744万円
4人以上	1人増すごとに38万円を加算